

財団法人大和郡山市文化体育振興公社寄附行為

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人大和郡山市文化体育振興公社と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を大和郡山市北郡山町2 1 1番地3やまと郡山城ホール内に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、大和郡山市（以下「市」という。）の指定を受けて、市の設置する文化施設・体育施設等の管理運営及び各種の文化・体育等の事業を行うことにより、市民の文化の向上と体育等の普及振興を図り、もって市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 別表に掲げる市の施設の管理及び運営
- (2) 市民の文化の向上及び、体育の普及振興のための事業
- (3) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入

(5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 資産は、基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の際、基本財産として指定された財産

(2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

(3) 理事会において基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て、
確実な方法により、理事長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上、やむを得ない事由があるときは、理事会において、理事の4分の3以上の同意を得、かつ主務官庁の承認を得て、その一部に限りこれらの処分をすることができ。

(経費の支弁)

第9条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(特別会計の設置)

第10条 この法人は、事業の遂行上必要あるときは、理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

(会計年度)

第11条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第12条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経て、毎会計年度開始前に、主務官庁に届けなければならない。事業計画及び収支予算を変更

しようとする場合も同様とする。

(決算)

第13条 この法人の収支決算は、理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書、及び財産増減事由書とともに、監事の意見を付け、理事会の承認を受けて、毎会計年度終了後、3か月以内に、主務官庁に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部若しくは、全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

第3章 役員及び職員

(役員)

第14条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事8名以上11名以内（うち理事長1名、副理事長1名及び常務理事1名とする。）

(2) 監事 2名

2 役員は無給とする。ただし、理事会の議決を得た理事については、有給とすることができる。

(役員を選任)

第15条 理事のうち1人は、市長の職にある者をもって充て、他の理事及び監事は、市長が選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事の互選とする。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第16条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 常務理事は、理事会の定めるところにより、日常の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故あるとき、又は理事長及び副理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

- 4 理事長、副理事長共に法人の利益と相反する場合、常務理事が法人を代表する。
- 5 理事は、理事会を組織し、この法人の業務を議決し、執行する。
- 6 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

(役員任期)

第17条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後も、後任者が就任するまでの間は、なおその職務を行わなければならない。

(役員解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の同意を得て、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障、その他により職務の執行にたえないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反があるとき
- (3) その他、役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(職員)

第19条 この法人の事務を処理するため、所要の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。
- 3 職員は、有給とする。

第4章 理事会

(招集)

第20条 理事会は、理事長が必要と認めたとき、又は理事現在数の3分の1以上、若しくは、監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに、理事長が招集する。

- 2 理事長は、理事会を招集するときは、あらかじめ理事に対し、会議の目的たる事項及び、その内容並びに日時、場所を通知しなければならない。

(議長)

第21条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第22条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第23条 理事会の議事は、この寄附行為に定めるほか、出席理事の過半数の同意をもって決する。この場合において、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第24条 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

2 やむを得ない理由のため、理事会を開催できない場合は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前2項の規定に基づき、書面表決又は表決の委任をした者は、前2条の規定の適用については、理事会に出席した者とみなす。

(議事録)

第25条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 理事会の日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 理事会に出席した理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）

(4) 議決又は承認事項

(5) 議事の経過及び発言要旨

(6) 議事録署名人の選出に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事の中からその理事会において選出された議事録署名人2名以上が、署名押印しなければならない。

(監事の理事会への出席)

第26条 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

第5章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第27条 この法人の寄附行為は、理事会において理事現在数の3分の2以上の同意を得、かつ、主務官庁の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第28条 この法人の解散は、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の許可を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

第29条 この法人が解散した場合において債務を弁済して、なお残余があるときは、この残余財産は、市に帰属する。

第6章 補 則

(書類及び帳簿の備付等)

第30条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- (3) 財産目録
- (4) 資産台帳及び負債台帳
- (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 理事会の議事に関する書類
- (7) 処務日誌
- (8) 官公署往復書類
- (9) その他必要な書類及び帳簿

(委任)

第31条 この寄附行為の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、設立許可のあった日から施行する。
- 2 この寄附行為施行の際選任される役員は、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第17条第1項の規定にかかわらず昭和63年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第12条の規定にかかわらず、別紙事業計画及び予算書のとおりとする。
- 4 この法人の設立当初の会計年度は、第11条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和62年3月31日までとする。

附 則

この寄附行為の変更は、主務官庁の許可のあった日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、主務官庁の許可のあった日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、主務官庁の許可のあった日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、主務官庁の許可のあった日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、主務官庁の許可のあった日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、主務官庁の許可のあった日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、主務官庁の許可のあった日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、平成18年5月29日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、平成21年4月1日から施行する。

別 表（第4条関係）

- (1) 大和郡山市総合公園施設（市営球場、多目的運動場、庭球場、多目的体育館）
- (2) 大和郡山市西池グラウンド運動施設
- (3) やまと郡山城ホール（文化会館、武道場、図書館。ただし図書館においては施設の管理のみとする。）